

十日町市優良工事表彰要綱

平成27年 2 月 26 日
十日町市告示第51号

(目的)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事（以下「市工事」という。）のうち施工成績が特に優良なものを施工した建設業者を表彰することにより、市工事における良質な施工の確保及び受注者の技術力の向上を図ることを目的とする。

(表彰)

第2条 市長は、施工成績が特に優良なものとして選定された市工事を施工した建設業者に賞状を授与するものとする。

2 前項の規定による選定は、別に定めるところにより行う。

3 表彰は、年1回とする。ただし、特別な事情があるときは、この限りでない。

(被表彰者の要件)

第3条 前条の表彰を受ける者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 市内に本社又は営業所が所在する建設業者（以下「市内建設業者」という。）であること。

(2) 表彰の対象となる市工事の施工年度以後において、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 請負工事（市工事に限る。）において、会計検査院の指摘を受けた者

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条又は第29条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事から監督処分を受けた者

ウ 市長から指名停止措置を受けた者

エ アからウまでに掲げるもののほか、重大な法令違反その他の理由により、表彰を受けることがふさわしくないと認められる者

(その他)

第4条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年 4 月 1 日から施行する。